

**政策支援融資**  
**事業承継支援資金（無保証人借換型）要綱**

**1 目的**

この融資制度は、国の全国統一制度「経営承継借換関連保証制度」の対象であり、経営承継を予定している中小企業者であって、その経営者が経営者保証を提供していることがその承継の障害になっている場合において、経営者保証を提供している金融機関からの借入れによる債務について、法人代表者を含め保証人を徴求せずに資金を融資することによって経営者保証の解除を行い、中小企業者の経営の承継の円滑化・事業活動の継続に資することを目的とする。

**2 融資対象**

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者（ただし、会社に限る。また、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次の（1）から（4）のいずれの要件も満たすもの。

（1）次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。

ア 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関をいう。）からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

イ 認定申請日の直前の決算において次の要件（※1）を満たすこと。

（ア）資産超過であること

（イ）EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること

ウ 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。

（2）信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。

（3）信用保証協会への申込日（※2）において、返済緩和している借入金がないこと。

（4）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（※3）に掲げる確認項目のうち、必要な要件を専門家の判断のもと充足していること。

（※1）2（1）の認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。

(※2) 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

(※3) 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けたものの再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行うものが、事業の承継に係る計画、財務内容及びその他の経営状況の確認をもとに作成

### 3 融資対象資金

2(1)の認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）とする。

### 4 融資条件

#### (1) 融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（事業承継特別保証）の範囲内とする。

(2) 融資利率 年1.2%（固定金利）

(3) 融資期間 10年以内

(4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付き。保証協会に対しては、連帯保証人は不要とし、必要に応じて担保を求める。

### 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合

三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

### 6 融資の手続き

#### (1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関（相談及び申込をしようとする中小企業者と既に与信取引を有しているものに限る。）の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

## (2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）
- イ 試算表等
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- カ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）様式第6の3の都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写し及び認定申請の提出書類の写し
- キ 財務要件等確認書（保証協会所定）
- ク 借換債務等確認書（保証協会所定）
- ケ 必要に応じ他行借換依頼書兼確認書（保証協会所定）
- コ ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写し
- サ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

### (3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 その他

(1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。

(2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

## **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の創業（開業）・経営承継支援資金承継無保証人借換型「経営承継借換関連保証制度」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

## **附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。